平成２５年（フ）第６８６号
大阪市中央区日本橋２―10―７―602号、住民票上の住所大阪市福島区海老江６丁目７番７号　エルフラット海老江402号
債務者　手打ちそば雅庵こと　上田　雅和
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５７号
大阪府吹田市片山町２丁目２番17号
債務者　前田　和久
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２４号
大阪府茨木市豊川５丁目１番１―103号
債務者　京瀧　紀男
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目２番13号　ＣｏＺｙ－Ｆｌａｔｓ　Ｆｕｍｉｎｏｓａｔｏ４－Ｂ号
債務者　前地　芳則
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７７号
大阪府寝屋川市高柳１丁目３番４号
債務者　高山尚美こと　高　　尚美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１０号
大阪市平野区平野西５丁目７番30号
債務者　峯　　保継
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２６号
大阪市大正区南恩加島３丁目７番17号
債務者　日髙　泰子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３３号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目13番２号
債務者　仲塚　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４３号
大阪府池田市井口堂３丁目９番４号
債務者　西尾真由美
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５４号
大阪市鶴見区鶴見２丁目７番４―307号
債務者　黒川やよい
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５６号
大阪府枚方市長尾西町１丁目16番16号
債務者　佐武　鉄雄
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２１号
大阪市住之江区南港中４丁目２番14―605号
債務者　新城　双伸
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２２号
大阪市港区磯路３丁目14番７―402号
債務者　重本　勝義
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２９号
大阪市北区中津２丁目８番Ｃ―321号
債務者　松下　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３号
青森県弘前市大字取上５丁目３番地７　メイユールメゾンＣ―３号
債務者　花田　　悟
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２４２６号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字土坪3741番地　スペリア千音寺209号
債務者　小岩ますみ
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内887番地１、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字有安771番地50
債務者　安達　良子
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内887番地１、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字有安771番地50
債務者　安達　大輔
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係